

改正後	改正前
<p>(型枠支保工に係る工事の計画の作成に参画する者の資格)</p> <p>第一条 労働安全衛生規則別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第三号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第四条第四項に規定する二級建築士の免許を受けることができる者であること又は建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する二級土木施工管理技術検定若しくは二級建築施工管理技術検定に合格したこと。</p> <p>三 (略)</p>	<p>(型枠支保工に係る工事の計画の作成に参画する者の資格)</p> <p>第一条 労働安全衛生規則別表第九別表第七の上欄第十号に掲げる機械等に係る工事の項第三号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十二条の二級建築士試験に合格したこと又は建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する二級土木施工管理技術検定若しくは二級建築施工管理技術検定に合格したこと。</p> <p>三 (略)</p>